

令和4年10月25日

## 第167回 遠野市農業委員会総会議事録

第167回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年10月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第15号  
会議年月日 令和4年10月25日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、8番 菊池久康、9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、  
11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、15番 多田登、16番 小向幸子、  
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義  
欠席委員 7番 綱木秀治、14番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼  
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第167回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出  
について  
報告第4号 農政専門委員会に付議した事項について  
議案第36号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する  
可否決定について  
議案第37号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について  
議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい  
て

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を15番、多田登委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第167回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、14番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、7番、綱木秀治委員、8番、菊池久康委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b> 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思います。 10月1日、遠野市市制施行17周年記念功勞者表彰式に参加してございます。なお、佐々木義弘会長職務代理者が受賞者となっております。 10月24日、遠野市議会議員当選証書付与式に参加してございます。 以上でございます。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>事務事業経過報告書をご覧ください。出席者と開催場所は記載のとおりになります。 9月26日、農地利用最適化推進委員の委嘱を行っております。 10月3日、第2回農政専門委員会。 10月7日、農地法等申請締切日。同日、遊休農地解消活動、エゴマの刈り取り。 10月14日、農地転用等現地確認調査。 10月17日、遠野テレビ「アグリガイド」の収録。 10月19日、「アグリガイド」の放送日。同日、遠野緑峰高校エゴマ刈り取り。 10月21日、第8回運営委員会。 本日、25日、第167回遠野市農業委員会総会。第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。第3回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会です。 10月25日以降の主な行事予定になります。 10月26日、第13回遠野市農林水産振興大会、地区協議会が市内9地区で開催されます。 10月27日、令和4年度岩手県農業委員会大会運営委員会。 11月以降は記載のとおりになります。以上です。</p>
議	長	<p><b>【報告事項】</b> 報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事	務	<p>1ページから2ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は10件です。 内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番と2番は子、3番は孫、4番から7番は子、8番は配偶者、9番は子の配偶者、10番は子が相続です。 今後については、番号1番、自己耕作。番号2番、自己管理及び自己耕作。番号3</p>

		<p>番、自己耕作。番号4番、自己管理。番号5番、一部自己管理、残りは山林化しているため今後非農地判断が必要と思われます。番号6番と7番、自己耕作。番号8番と9番、自己管理。10番、自己耕作、一部貸付。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局にその内容を説明いたします。</p>
事務局	長	<p>3ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、2番とも、他の方に売るため解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」、事務局にその内容を説明いたします。</p>
事務局	長	<p>4ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、雨水が流入し耕作に不便をきたしているため、隣接する農地と高さを合わせるものです。</p> <p>番号2番、段差があり耕作に不便をきたしているため、段差を解消するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第4号、「農政専門委員会に付議した事項について」、報告します。10月3日に開催した令和4年度第2回農政専門委員会に係る令和4年度遠野市農業委員会県外研修について、古屋敷徳夫農政専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>今年度の県外研修について、新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため今後の状況を踏まえるとのことでしたが、県内外での新規感染者が減少傾向にあったことから実施に向けて協議を行ったとのことで、結果は、令和4年12月12日、13日の1泊2日で宮城県内にて進めることとするとのことでした。なお、詳細につきましては、本日の第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会で説明することとしております。</p>

	<p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて総会への報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p> <p>【日程第1】</p>
議 長	<p>日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に16番、小向幸子委員、18番、佐々木義弘委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>第167回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計3件、7,659㎡。</p> <p>利用集積、法第4条については、今月は申請ありませんでした。</p> <p>法第5条、今月計2件、3,886㎡。</p> <p>適用外、今月は申請ありませんでした。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、9,758㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第36号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>7ページです。議案第36号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、借受人は規模拡大のため要請し借り受けるものです。貸出人は労力不足のため貸し付けるものです。</p> <p>番号2番、両者はこれまで基盤法で貸借しておりましたが、期間満了により、農地法第3条で貸し借りを行うものです。</p> <p>番号3番、借受人は新規就農のため要請し借り受けるものです。借受人は申請地の近くに実家があり、来年から実家の農業を継ぐ予定でありまして、今回の申請地ではイ草を栽培するため借り受けるものです。</p> <p>以上3件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農業委員、農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当農業委員、お願いします。</p>
18番委員	<p>本来では昆野推進委員が報告するところですが、今日、欠席となりましたので、私の方から報告いたします。</p> <p>10月14日、午前、推進委員2名、農業委員1名、事務局2名で現地確認しました。場所は■■■■■沿いの●●●地区でありまして、事務局で説明したとおり農地もきちんと管理されている状態でしたので、何ら問題ないと確認いたしました。</p> <p>以上です。</p>



議 長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第38号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>9ページです。議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、宅地分譲地の造成を目的とする転用です。申請人は市内で不動産業を営んでおり、申請地を購入し宅地分譲地を造成しようとするものです。申請地は休耕している田で、地権者の同意が得られ、商業施設に近い住宅地の中にあり、宅地の需要が見込まれることから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。なお、申請地は土地改良区の受益地内の農地ではありますが、土地改良区との協議が整い次第差し支えない旨の回答書を確認しております。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資予定証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在、妻の実家で生活していますが、老朽化していることから、妻の父から申請地を使用貸借し自己住宅を建築するものです。申請地は現住宅の隣接地で市道に接しており、利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は休耕中の畑で第1種農地ではありますが、既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当の菊池勝です。14日、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名、計6名で現地確認しました。場所は、■■■■■から■■■■■さんに入るところがありますが、■■■■■から100mくらい入ったところの左側にありました。ここは住宅地で、住宅の間にある土地でした。ですから特に問題ないと思いました。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区、菊池です。10月14日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で現地を確認しました。場所は■■■■■向いで、母屋と続いた土地で、何の問題もありませんでした。ご審議よろしくご願ひいたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
4 番 委 員	4 番、藤田です。今の議案についてですけれども、ちょっと教えてほしいのですが、不動産会社が農地を買って住宅地を造って売っているということだと思うのですが、農地を買って分譲するのに制限というか、面積とか、無造作に認められるものなのか、そういうのはあるのですか。
議 長	今のは9ページの議案第38号、番号1番の関係ですか。
4 番 委 員	そうです。
議 長	暫時休憩します。  (休憩)
議 長	会議を再開します。
農 地 係 長	お答えいたします。農地転用につきまして、宅地造成が認められるのは不動産業者が申請した場合、宅地造成の目的だけで許可されるものであります。一般の方は一般個人住宅の建物を建てなければ許可できないものなのですけれども、宅地造成だけで許可が下りるのは不動産業者だけになります。この案件につきまして、申請期間は令和5年の2月から令和5年の5月までと造成期間が出ておりまして、その許可の区分につきましては永久転用になります。その後、土地を造成した後、この法人から個人に土地を分譲して家が建っていくという流れになります。面積要件につきましては、宅地分譲の場合は特に制限はありません。今回の場合ですと13区画で分譲されるということになります。 説明は以上です。
議 長	4 番、藤田委員、よろしいですか。
4 番 委 員	例えば10町歩買って、ということでも許可されるということで。
農 地 係 長	お答えいたします。都市計画区域に指定されている区域につきましては、3,000㎡以上の転用をするときには開発許可というものを別途、岩手県知事の許可が必要になります。都市計画区域内で3,000㎡以上転用する場合には開発許可の申請が必要になります。ここで認められれば、その後の転用が認められます。転用については、4 ha以上は農林水産省の方へ協議が必要となりますので、協議した結果認められれば10haでも認められることとなります。あくまでも、岩手県知事の裁量で許可を出すのは4 haとなります。
議 長	4 番、藤田委員。
4 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	その他、委員の皆様から。  [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	それでは、事務局から。
事務局次長	私の方から1点ございます。前回お願いした部分でございますけれども、地域計画（目標地区）の策定に向けた工程表につきまして、提出を、総会若しくは検討会終了後に事務局までお願いいたします。以上です。
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第167回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。</p>
	<p>午後2時閉会</p>
	<p>署 名</p>
	<p>遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p>
	<p>令和 年 月 日</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p>
	<p>同 番 _____</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>

